



島根県報

令和元年6月18日（火）

第 1 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (人 事 課) 2

【告 示】

県営土地改良事業計画の変更（4件） (農 村 整 備 課) 2

森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件） (森 林 整 備 課) 3

【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 5

【特定調達公告】

令和元年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (道 路 維 持 課) 6

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線利用に係る一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 6

【正 誤】

令和元年5月28日付け島根県報第7号中 (都 市 計 画 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第15号）

1 規則の概要

- (1) 補償の対象となる公務上の災害の範囲を改めることとした。（別表第1関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第15号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

別表第1第7号の(15)中「(14)」を「(15)」に改め、同号中(15)を(16)とし、(11)から(14)までを(12)から(15)までとし、(10)の次に次のように加える。

- (11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
福光地区用排水施設事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
福光地区区画整理事業（県営農地環境整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第86号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
野城地区区画整理事業（県営農地整備事業（中山間地域型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第87号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
波根地区区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第88号

平成31年島根県告示第142号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月 18 日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町今井189	西島 幸三郎

邑智郡邑南町今井130、194-1、249-1、249-2、250	日高 十七
邑智郡邑南町上田1043、6583、6585、6588	大石 信行
邑智郡邑南町上田2604	加藤 登市
邑智郡邑南町上田2604	永井 シマヨ
邑智郡邑南町上田2833、2838、2843-1	栗原 房市
邑智郡邑南町上田2840、2844	荒砂 宇市
邑智郡邑南町上田2844	菅原 禎三郎
邑智郡邑南町上田3667	片岡 昌枝
邑智郡邑南町上田4460、4467、4473	桑田 増男
邑智郡邑南町上田4463	桑田 茂雄
邑智郡邑南町上田4466	井上 治雄
邑智郡邑南町上田4466	菅原 岩太郎
邑智郡邑南町上田4473	栗原 治郎作
邑智郡邑南町上田4628	菅原 英子
邑智郡邑南町上田4661-4	菅原 小千
邑智郡邑南町上田4765-1	栗原 要三郎
邑智郡邑南町上田4766-1	栗原 要
邑智郡邑南町上田5196-1、5196-2、5197-1から5197-3まで、5207	三上 律夫
邑智郡邑南町上田5211	三上 七郎次
邑智郡邑南町上田5216	三上 ケイ
邑智郡邑南町上田5218	北條 亀太郎
邑智郡邑南町上田5219	永井 半次郎
邑智郡邑南町上田5219	三上 七郎治
邑智郡邑南町上田5219	三好 善三郎
邑智郡邑南町上田5220	永井 力太郎
邑智郡邑南町上田5222、5223	永井 勝次郎
邑智郡邑南町上田5383	栗原 清四郎
邑智郡邑南町上田5383、5385、5390	北條 開治
邑智郡邑南町上田5383、5385、5390	北条 新太郎
邑智郡邑南町上田5383、5390	北條 竹市
邑智郡邑南町上田5384	北条 竹市
邑智郡邑南町上田5383、5385、5390	北条 柳三郎
邑智郡邑南町上田5383、5385、5390	栗原 九市
邑智郡邑南町上田5383、5385、5390	栗原 善九郎
邑智郡邑南町上田5385	栗原 清四郎
邑智郡邑南町上田5385	栗原 坂十郎
邑智郡邑南町上田5385	三好 善吉
邑智郡邑南町上田5985	三上 一志
邑智郡邑南町上田6046-2	三上 高富
邑智郡邑南町上田6049-2	菅原 兼太郎
邑智郡邑南町上田6049-2	菅原 禮次郎

邑智郡邑南町上田6049-2	中村 喜久夫
邑智郡邑南町上田6049-2	日高 貴和一
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 逸喜
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 亀市
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 亀太郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 吉三郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 幸一郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 作太郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 甚太郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三上 善太郎
邑智郡邑南町上田6049-2	三好 喜十郎

島根県告示第89号

平成31年島根県告示第160号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年 6 月18日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡邑南町雪田68-1、1381-1	本田 佼
邑智郡邑南町雪田261-2	森田 友清
邑智郡邑南町雪田1169-2	橋本 道治
邑智郡邑南町雪田1529-7、1544-2、2406-3	柿迫 浩
邑智郡邑南町雪田1530-7、2406-2	橋本 政市
邑智郡邑南町雪田1981-2	松谷 龍三郎

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県雲南県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年 6 月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年 5 月28日から同年 7 月31日まで

3 作業地域

雲南市大東町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年6月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級、4×4） 3台 出雲県土整備事務所、県央県土整備事務所、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- (2) 除雪グレーダ（3.7m級） 1台 雲南県土整備事務所
- (3) 除雪ドーザ（8t級、SAプラウ付） 1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- (4) 除雪ドーザ（11t級、SAプラウ付） 1台 雲南県土整備事務所頓原ステーション
- (5) 除雪ドーザ（14t級、SAプラウ付、シャッター付） 1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和元年5月27日

4 落札者の氏名及び住所

- 1(1)：株式会社N I C H I J O大阪支社 支社長 東野 孝信
大阪府大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 新大阪セントラルタワー南館8階
- 1(2)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
- 1(3)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 1(4)：オーケーリース株式会社 代表取締役 森山 次夫 島根県出雲市長浜町457番地15
- 1(5)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

5 落札金額

- 1(1)：63,690,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 1(2)：34,870,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 1(3)：11,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 1(4)：17,380,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 1(5)：21,780,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成31年4月26日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年6月18日

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク（SPWAN）回線利用 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 回線利用期間

令和2年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 初期導入期間

契約の日から令和2年2月29日まで

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。

(5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

本公告の日から令和元年7月30日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和元年8月1日（木）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和元年8月8日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年8月8日（木）正午までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月9日（金）午後2時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 聴聞室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、初期導入に係る金額と回線利用に係る金額を回線利用期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、初期導入に係る金額と回線利用に係る金額を回線利用期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The use of Information Network Circuit by Shimane Prefectural Police, 1 set

(2) Time limit for tender: 4 : 00 p.m. August 8, 2019

(Bids by post must be received by noon on August 8, 2019)

(3) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

正

誤

令和元年5月28日付け島根県報第7号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から9	平成21年9月8日から令和5年3月31日まで	平成21年9月8日から令和元年8月31日まで